

(お知らせ)

## 福島第一原子力発電所4号機における 運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成18年12月30日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

当所4号機(沸騰水型、定格出力78万4千キロワット)につきましては、定格出力にて運転中ですが、平成18年12月27日午前0時12分、原子炉保護系に関する警報が発生したため、ただちに原子炉保護系の動作につながる主蒸気配管の流量指示計\*<sup>1</sup>の指示値を確認したところ、1個の流量指示計に動作不良を示すランプが点灯していることを確認いたしました。

このため、当該指示計を含む16個の流量指示計を確認したところ、指示値は安定していたことから、午前0時18分、当該指示計の動作不良を示すランプの解除を行いました。

流量指示計は、保安規定において16個すべてが動作可能であることが要求されており、本事象は、当該指示計が一時的に動作不能になった可能性があることから、午前0時25分、保安規定で定める「運転上の制限\*<sup>2</sup>」からの逸脱および復帰を宣言いたしました。

これによる外部への放射能の影響はありません。

([平成18年12月27日お知らせ済み](#))

その後、同号機は定格出力にて運転中のところ、本日午前5時56分、平成18年12月27日に発生した警報と同じ原子炉保護系に関する警報が発生いたしました。

このため、ただちに原子炉保護系の動作につながる主蒸気配管の流量指示計16個の指示値を確認したところ、指示値は安定しておりましたが、4個の流量指示計に動作不良を示すランプが点灯していることを確認いたしました。

本事象は、当該指示計が一時的に動作不能になった可能性があることから、午前6時10分、保安規定で定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言いたしました。

また、すべての流量指示計の指示値はその後も安定していたことから、当該指示計の動作不良を示すランプの解除を行うとともに、午前6時32分、保安規定で定める「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

引き続き、警報発生の原因調査を行います。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以上

\* 1 主蒸気配管の流量指示計

主蒸気流量がある流量以上となった場合に、主蒸気隔離弁を閉じるための信号を出す機能を有している。4本の主蒸気配管には、それぞれ4個設置されており、合計16個ある。

\* 2 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。